第1回幌加内町議会定例会 第2号

令和2年3月9日(月曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第7号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議 案 第 8 号 幌加内町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について
- 4 議 案 第 9 号 幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第10号 幌加内町手数料条例の一部を改正する条例について
- 6 議 案 第 11 号 幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 7 議 案 第 12 号 幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例につい て
- 8 議案第13号 幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第 14 号 幌加内町診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例につい て
- 10 議 案 第 15 号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 11 議 案 第 16 号 幌加内町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について
- 12 議 案 第 17 号 幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第 18号 幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 14 議 案 第 19 号 幌加内町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例ついて
- 15 議案第20号 幌加内町賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第21号 幌加内町公告式条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第22号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 18 議 案 第 23 号 幌加内町診療所設置条例の一部を改正する条例ついて
- 19 議案第24号 幌加内町公共交通運送事業条例について
- 20 議案第25号 令和2年度幌加内町一般会計予算
- 21 議案第 26 号 令和 2 年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 22 議案第27号 令和2年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 23 議案第 28 号 令和 2 年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 24 議案第29号 令和2年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算
- 25 議案第30号 令和2年度幌加内町下水道事業特別会計予算
- 26 議案第31号 令和2年度幌加内町奨学資金特別会計予算

(追加日程)

1 動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議

○出席議員(9名)

議長 9番 小川雅昭君 副議長 7番 中村雅義君 1番 中川 秀 雄 君 2番 市 村 裕 一 君 3番 中南 裕 行 君 4番 藤 井 祐 君 5番 隆 浩 君 6番 蔵 前 文 彦 稲 見 君 関 和 明 君 (途中退席:議案第12号より欠席) 8番 小

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町 長 細 Ш 雅 弘 君 長 教 育 小野田 倫 久 君 副 町 長 大 野 克 彦 君 総 務 課 長 村 上 雅 之 君 産 業 課 長 中 河 滋 登 君 建 設 課 長 直 樹 君 宮 田 住 民 課 長 Ш 本 久 稔 君 保健福祉課長 竹 谷 浩 昌 君 教 育 次 長 内 Ш 渉 君 会計管理者 蔵 前 裕 幸 君 地域振興室長 新 江 和 夫 君 建設課主幹 Ш \mathbb{H} 英 樹 君 保健福祉課主幹 Ш 本 めぐみ 君 総務課主幹 椿 英 万 君 農業委員会局長 清 原 吉 典 君 農業委員会長 鈴 木 努 君(途中入席:議案第12号より出席) 監 査 委 員 菊 地 勝 美 君

○出席事務局職員

 事務局長
 加藤誠
 一君

 書
 記
 岡田由美君

◎開議の宣告

○議長(小川雅昭君) ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、 これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

- ○議長(小川雅昭君) 日程第1、一般質問を行います。通告にしたがいまして発言を許します。1番、中川議員の発言を許します。
- ○1番(中川秀雄君) 議長、1番。
- ○議長(小川雅昭君) 1番、中川議員。
- ○1番(中川秀雄君)

「教員の変形労働時間制」導入に関するスケジュール等について質問をします。

1点目、安倍政権は昨年の臨時国会で、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入可能とする法案、改正教育職員給与特別措置法を成立させた。国はこれに基づき 2021 年度から制度の運用を始めたいとしているが、制度導入にあたり今後どのようなプロセス、スケジュールとなっていくのか。明らかにして頂きたい。

2点目、この制度のポイントは「1日8時間労働」の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定し繁忙期の労働時間を伸ばし、閑散期の労働時間を短くするという基本的な仕組みになっている。人間は寝だめや食いだめはできず、働く者の健康と生活にとっては問題のある制度である。識者や現場からも問題点を指摘する声も上がっている。一方で制度は完全に選択制となっており、各自治体の教育委員会の意向、判断も今後は重要となってくる。現時点でこの制度について、教育委員会はどのような評価をもっているのか。

3点目、制度導入には、いろいろハードルもあるとされている。「残業ガイドライン」が守られていること、週45時間、年間360時間以上の残業があれば導入ができない事となっていうようであり、それが守られていること、勤務時間管理が正しく行われていることなどが条件となる。本町の各学校では、正確な勤務時間管理がされているのか現状について伺いたい。

- ○教育長(小野田倫久君) 教育長。
- ○議長(小川雅昭君) 教育長。
- ○教育長(小野田倫久君)

今ほど、中川議員から質問にありましたとおり、昨年の臨時国会にて「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、公立学校の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について令和3年4月1日より一年単位の変形労働時間制を自治体の判断で導入できることとなりました。

1つ目の今後のスケジュールについては、はっきりしたものはまだ示されてはおりませんが、今後は各自治体においてこの制度への検討を進める一方、北海道においては9月ごろまでに関係条例の改正が行われ、その後に道立学校での導入パターンが市町村へ示されるなど、必要において支援や説明などが行われ、12月ごろまでに各市町村での関係規則等の改正を呼びかける形が想定されているところです。

2つ目の「1年単位の変形労働時間制」の評価についてですが、まず、国からは長期間労働を前提として導入するということでなく、まずは労働時間を減らすということをやったうえでの制度だという説明があり、私も基本的には「1年単位の変更労働時間制」の導入によって単純に労働時間が減るとは考えてはいませんが、教員が働き方改革をしていく上で、選択肢の一つができることは確かなことであると評価しております。しかし実際に導入することを考えてみると、勤務条件の変更にも関わってきますので、職員団体とも意見交換をする必要がありますし、校長会などの団体の意見を聞く必要があるなど慎重で丁寧な対応が必要であると考えているところです。

3つ目の勤務時間管理の状況についてですが、令和2年度から各町立学校での正確な勤務時間管理を行えるよう、タイムレコーダーを整備し、より客観的で正確な勤務実態の把握と分析を行うことで、課題を認識し改善していくことで、労働時間を減らすことにつなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁を終わります。

- ○1番(中川秀雄君) 議長、1番。
- ○議長(小川雅昭君) 1番、中川議員。
- ○1番(中川秀雄君)

教育委員会としては、ほとんど判断はしていないとの事でよろしいのでしょうか。それとスケジュールの関係ですが9月頃までには道教委、道の方で条例等の制定となる。その後12月頃までに本町でどうするのか判断する事となる。

道議会では条例提案となるから議会等の関与も当然ある。各自治体に戻った場合、学校現場その 他等いろいろ協議した上で教育委員会がそう判断するのであれば、そのまま執行する事になるのか。 議会その他の関与、または論議は全く無くて行われる可能性があるのか。

- ○教育長(小野田倫久君) 教育長。
- ○議長(小川雅昭君) 教育長。
- ○教育長(小野田倫久君)

現段階での教育委員会の判断はしていないとの事で良いですが、これについては現段階までの情報等で判断するには至っていない。また、今年の9月頃、道教委での判断がでるのではないかと先程説明をしたところですが、道立高等学校の関係で先に示されることが予想されます。その結果をもって各自治体にも指導等があると思われます。それに各自治体も判断材料として検討する形になると思われます。

また、実在をそのまま判断すれば決定かと思われますが、市町村の規則の方で定めている関係上、 議会は条例等の改正があれば提案する事となりますが、一応、執行者側での判断となるかと思いま す。また、判断の材料としては、実際にはこちら側だけの判断ではなく、組合等の意見を聞かない といけない。その中では、その取り組みをお互いに納得した上で協定を結んで実施しなければいけい事もありますので、現実的にこの形で執行するのは、かなりハードルが高いのではと現状では感じています。

- ○1番(中川秀雄君) 議長、1番。
- ○議長(小川雅昭君) 1番、中川議員。
- ○1番(中川秀雄君)

私も正直、勉強をしていない所もあり現状についても、解らない事が沢山あります。今後とも機会をみて一般質問とか委員会の方でも随時、意見を述べさせて頂きたいと思います。

次の質問に移ります。

公営住宅の連帯保証人の規定について

2020 年度から施行される民法改正で、賃貸住宅契約者の保証人が責任を負う上限額の明示が義務付けられることになる。これに関しては町の住宅条例が提案されています。この改正を受けて、国交省は2018年3月に「公営住宅への入居に際しての取り扱いについて」という通知をだした。

その内容は「保証人を確保できないために、入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため、標準条例案を改正し保証人に関連した条項を削除する。」との通知をだしていると聞いている。本町の住宅管理条例では、第27条1項1号で「入居者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人」という規定になっている。このため保証人確保が前提となっている。国交省の通知を見ると保証人確保が入居の障害とならないように各管理者も配慮すべきではないかとなっているので、今回、条例提案をしている改正提案ではそうなっていないが、この際、本町の住宅管理条例からも保証人に関する規定を削除するべきではないか。

- ○町長(細川雅弘君) 町長。
- ○議長(小川雅昭君) 町長。
- ○町長(細川雅弘君) お答えいたします。

平成30年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行となり、個人が保証人となる根保証契約については、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」の金額を明瞭に定め、書面に記載しておかなければ保証契約が無効となるもので、保証人が将来にわたり想定外の債務を負うことがないよう主債務の金額を契約時に定めるとされました。

本町におきましても、極度額の設定をするため、幌加内町営住宅管理条例ほか関係する条例の一部改正条例を本議会に提案するものであります。ご質問のとおり、国土交通省より「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」により、「保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべき」との通知がありました。本町においては、この通知を踏まえ、現在、連帯保証人の確保が困難な場合、同じ条文の第2項の中に「町長特認」により必要としない規定があります。この規定が今不明瞭な所もあり別途、「幌加内町営住宅等連帯保証人免除取扱要綱」を明確に制定し対応を図っていく所存です。この免除要綱では免除の対象者を60歳以上の世帯・障がい者等・生活保護者及び配偶者暴力防止等法における被害者、あるいは災害の被災者などを明確に記

載したいと思っています。保証人の確保が入居の支障とならないようしっかりと明記をしたいと考えています。

なお、免除者につきましては、緊急連絡人の登録を行うことで、有事への備えを設ける所存です。 本町の実態として、過去、実際の家賃滞納など債務に滞りがあった際には保証人に負担していただくなど、連帯保証人としての効力が発揮される例もありました。今後も、様々な事情により家賃の滞納発生はあろうかと思いますが、最終的にこの滞納分を公金で賄う、あるいは不納欠損にしていくのは公平性からも問題はあるものと考えております。万が一、滞納が発生した場合は、その事由を十分調査したうえで、やむを得ない場合は免除規定に該当させるかどうかの検討をしてまいりたいと考えております。

また、道内各自治体の対応も調査したところですが、現在のところ連帯保証人の廃止は1割強に 留まっております。今回の極度額の制定・免除要綱規定も含め、入居者及び連帯保証人に対しましては、今までより不利益になるものではないとの判断でもあります。このようなことから、今のと ころ連帯保証人の廃止は考えておりませんので、ご理解を賜りたく存じます。以上で終わります。

- ○3番(中川秀雄君) 質問を終わります。
- ○議長(小川雅昭君) これで中川議員の質問を終わります。

◎日程第2 議案第7号 ~ 日程第3 議案第8号

○議長(小川雅昭君) 日程第2、議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する 条例についての件から日程第3、議案第8号、幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○総務課長(村上雅之君) 総務課長。
- ○議長(小川雅昭君) 総務課長。
- ○総務課長(村上雅之君)(議案第7号から議案第8号朗読、記載省略) 議案第7号、議案第8号の提案事由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が創設される事に伴い、職員の服務の宣誓に会計年度任用職員に係るものを追加する事と非常勤特別職員の項目の中で第11号の生涯学習アドバイザーから第15号の公営住宅管理人までを削除するものです。なお、生涯学習推進アドバイザーは会計年度任用職員へ移行します。墓地管理人は委託に変更します。町有林監視人については、実質現在いないことから廃止の方向です。自治区長については、私人へ委託をします。公営住宅管理人についも委託に変更します。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。 これから順次質疑を行います。議案第7号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第8号について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから順次討論を行います。 議案第7号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第8号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから順次採決を行います。

議案第7号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第9号 ~ 日程第6 議案第11号

○議長(小川雅昭君) 日程第4、議案第9号、幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件から日程第6、議案第11号、幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○住民課長(山本久稔君) 住民課長。
- ○議長(小川雅昭君) 住民課長。
- ○住民課長(山本久稔君)(議案第9号から議案第11号朗読、議案資料、記載省略) 議案第9号、議案第11号の提案事由を申し上げます。

令和元年 10 月 1 日施行の消費税率の改正に伴い、住民課所管分の使用料及び手数料の金額について見直し検討をしたところです。この度、金額の改正について該当する条例について一部改正条例を提案するものです。金額改正の項目については、議案資料の一覧表を用意していますのでそちらをご覧ください。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。 これから順次質疑を行います。議案第9号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第10号について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第11号について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから順次討論を行います。 議案第9号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第10号について討論ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第11号について討論ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから順次採決を行います。

議案第9号、幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、幌加内町手数料条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。 お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件 を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時45分 (小関議員退席/鈴木会長着席) 再開 午前 9時56分

◎日程第7 議案第12号 ~ 日程第8 議案第13号

○議長(小川雅昭君) 日程第7、議案第12号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件から日程第8、議案第13号、幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○保健福祉課長(竹谷浩昌君) 保健福祉課長。
- ○議長(小川雅昭君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(竹谷浩昌君)(議案第12号から議案第13号朗読、記載省略) 議案第12号の提案事由を申し上げます。

幌加内町社会福祉協議会に委託して実施している生きがい活動支援通所事業いわゆる総合事業と食の自立支援事業、配食サービスの食事について、消費税の引き上げや人件費などの高騰により経費が増加してきていることから今回サービスの利用者から徴収する料金を改正したく提案するものです。

議案第13号の提案事由ですが、議案第12号での理由と同様のため省略します。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。 これから順次質疑を行います。議案第12号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第13号について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから順次討論を行います。 議案第12号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第13号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから順次採決を行います。

議案第 12 号、幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を 採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第14号

○議長(小川雅昭君) 日程第9、議案第14号、幌加内町診療所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○診療所事務長(竹谷浩昌君) 診療所事務長。
- ○議長(小川雅昭君) 診療所事務長。
- ○診療所事務長(竹谷浩昌君)(議案第14号朗読、記載省略) 本件の提案理由について、申し上げます。

昨年 11 月からの消費税増税に伴い、診療所の運営経費も増加してきている事から診療所の使用 料及び手数料について改正したく提案するものです。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第 14 号、幌加内町診療所使用料及び 手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 15 号 ~ 日程第 12 議案第 17 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 10、議案第 15 号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件から日程第 12、議案第 17 号、幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(宮田直樹君) 建設課長。

- ○議長(小川雅昭君) 建設課長。
- ○建設課長(宮田直樹君)(議案第15号から議案第17号朗読、議案資料、記載省略) 議案第15号、議案第17号の提案事由を申し上げます。 昨年10月からの消費税増税に伴う料金の改正です。
- ○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。 これから順次質疑を行います。議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第16号について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第17号について質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから順次討論を行います。 議案第15号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第16号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第17号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから順次採決を行います。

議案第 15 号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、幌加内町農業排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 18 号 ~ 日程第 15 議案第 20 号

○議長(小川雅昭君) 日程第13、議案第18号、幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例 についての件から日程第15、議案第20号、幌加内町賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○住民課長(山本久稔君) 住民課長。
- ○議長(小川雅昭君) 住民課長。
- ○住民課長(山本久稔君)(議案第18号から議案第20号朗読、記載省略) 議案第18号から議案第20号の提案事由を申し上げます。

民法の一部改正する法律、この施行に伴い賃貸借契約に係る保証人については保証人が支払いの責任を負う金額の上限、これを極度額と定め契約の際に書面に記載しておかなければ保証契約が無効になるルールが設けられたところです。これを踏まえこの度、本町で設置管理している関係する条例についても極度額の規定を設けるとともに入居時家賃の12ヶ月相当とする極度額の金額設定を入居手続きの条項に追加するものです。同じく民法の改正において、敷金に関する規定が明文化されています。本町の条例上においても「町は敷金を債務の弁済にあてる事ができる」などの追加を行い、敷金の取り扱いについても明文化するものです。

- ○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。 これから順次質疑を行います。議案第18号について質疑ありませんか。
- ○1番(中川秀雄君) 議長、1番。
- ○議長(小川雅昭君) 1番、中川議員。
- ○1番(中川秀雄君) 第 27 条関係ですが、旧管理条例では保証人関係で単なる保証人になっています。新しい方では、連帯保証人となっています。保証人と連帯保証人は間違いなく違うし、連帯保証人の方が入居者と同等程度の債務になると思われる。保証人規定については、そのために入居ができない状況があってはならない事が国交省あたりの見解だと思われる。この改正だと保証人の義務、上限は確かに定められているが、むしろ前よりきつくなって保証人になってくれる人がより探しにくくなるのではないかと危惧をもつ。何故、単なる保証人から連帯保証人になったのか伺いたい。
- ○住民課長(山本久稔君) 住民課長。
- ○議長(小川雅昭君) 住民課長。
- ○住民課長(山本久稔君)

連帯保証人については、先程、支障がないように免除規定を設けてそちらで保証人の当てがないような形などに対応したいとしています。条例改正については、例えばこの条例、若しくは特公賃など連帯保証人や保証人とか言葉が入り組んでおり、条例で統一されていない面がありました。今回、民法の方で連帯保証人として極度額を定めなければならない事となっていますので、条例規則関係についても改めて保証人から連帯保証人に文言を整理させてもらう主旨となっています。これ

を設けることにより、今までよりハードルが上がるようなイメージはもっていません。あくまでも 明文化して適正に執行していきたいとしていますので、ご理解願います。

○議長(小川雅昭君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第19号について質疑ありませんか。
- ○3番(中南裕行君) 議長、3番。
- ○議長(小川雅昭君) 3番、中南議員。
- ○3番(中南裕行君)

住宅管理条例の用語の定義の中で、(4)の中で「極度額」と載っていますが、若干かっこ(「」)が付いていたり、「とは」と付いたり、同じ用語の説明で違うのは何故か伺いたい。

- ○副町長(大野克彦君) 副町長。
- ○議長(小川雅昭君) 副町長。
- ○副町長 (大野克彦君)

用語の定義について表現が違うのではないかとのご指摘ですが、それぞれの条例でありますが内容的には変わりません。表現の仕方が違うという事ですが、本来であれば統一すべきですが、それぞれの条例については、元の法律から準用したりしている事から違っていますが内容については、変りはありません。作った時々の国の示した元の標準条例がありますので、それに従っていることから違いがでてきていますので、ご理解願います。

○議長(小川雅昭君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。議案第20号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから順次討論を行います。 議案第18号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第19号について討論ありませんか。
 - (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。議案第20号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから順次採決を行います。 議案第18号、幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。 お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、幌加内町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を採決いた します。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、幌加内町賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。 お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第21号

〇議長(小川雅昭君) 日程第16、議案第21号、幌加内町公示式条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○総務課長(村上雅之君) 総務課長。
- ○議長(小川雅昭君) 総務課長。
- ○総務課長(村上雅之君)(議案第21号朗読、記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

幌加内町役場前に設置しておりました告示板を老朽化及び除雪等の関係で昨年 11 月に撤去しています。また朱鞠内支所の掲示板についても、年数がかなり達ち、近い将来やり替えが必要となってきております。現在の告示等の掲示については、役場内の掲示板に掲載するなど告示掲載に支障はなく、今回実態に合わせて、それぞれの条例上で前の部分を削除するものです。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第 21 号、幌加内町公示式条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第22号

○議長(小川雅昭君) 日程第17、議案第22号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○総務課長(村上雅之君) 総務課長。
- ○議長(小川雅昭君) 総務課長。
- ○総務課長(村上雅之君)(議案第22号朗読、記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続き等にかかる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素 化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を 改正する法律が令和元年 12 月 16 日に施行されたことに伴い、今回改正する固定資産評価審査委員 会条例に関連する上位法が行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称、行政 手続きオンライン化法から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称、デジタル行 政推進法に改められた事による対応条文の改正です。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第 22 号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 23 号

○議長(小川雅昭君) 日程第18、議案第23号、幌加内町診療所設置条例の一部を改正する条例 についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○診療所事務長(竹谷浩昌君) 診療所事務長。
- ○議長(小川雅昭君) 診療所事務長。
- ○診療所事務長(竹谷浩昌君)(議案第23号朗読、記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

平成28年11月より休診中である添牛内診療所について、地元自治区と協議、また医師との協議をしてきた結果、本年3月31日をもって廃止する事としたことによる改正です。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第 23 号、幌加内町診療所設置条例の 一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第24号

○議長(小川雅昭君) 日程第19、議案第24号、幌加内町公共交通運送事業条例についての件を 議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

- ○地域振興室長(新江和夫君) 地域振興室長。
- ○議長(小川雅昭君) 地域振興室長。
- ○地域振興室長(新江和夫君)(議案第24号朗読、記載省略)

本件の提案理由について、申し上げます。

平成29年10月から本格運行が行われている、地域公共交通、通称「ほろみん号」について、道路輸送法に基づき幌加内町地域公共交通会議で協議決定された事項を明文化し、事業の安定性、継続性に資するよう地方自治法の規定に基づき条例制定するものです。なお、条例施行後、規則を制定し運行時刻、運賃の納入方法等細部事項を規定する予定としていますので、申し添えます。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これから議案第 24 号、幌加内町公共交通運送事業 条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時02分 再開 午前11時15分

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- ◎日程第 20 議案第 25 号 ~ 日程第 26 議案第 31 号
- ○議長(小川雅昭君) 日程第20、議案第25号、令和2年度幌加内町一般会計予算の件から、日程第26、議案第31号、令和2年度幌加内町奨学資金特別会計の7件までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第25号、令和2年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

- ○副町長(大野克彦君) 副町長。
- ○議長(小川雅昭君) 副町長。
- ○副町長(大野克彦君)(議案第25号朗読、記載省略)

幌加内町一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和2年度一般会計予算編成に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の三本柱の改革を加速・拡大し600兆円経済の実現のため、生産性革命、人づくり革命などに向けて、国の予算編成が行われたところです。

本年度につきましては、細川町長二期2年目の予算編成となり、地域経済や産業振興の状況を思料し、子育て支援、地域医療、介護の確保、教育環境整備など、将来の財政負担も考慮しながら幌加内町第7次総合振興計画が確実に実行できるよう、町長の施政方針で申し上げました、内容で取組んだところであります。

それでは、一般会計予算書の 200 ページをお開き願います。資料として「令和 2 年度一般会計 歳入予算内訳」になっております。次に、201 ページから「令和 2 年度一般会計歳出予算内訳」 のNo. 1 からNo. 3 を添付しております。

まず、200ページの「一般会計歳入予算内訳」からご説明致します。

この表は、1 款「町税」から 20 款「町債」までの款別に前年度当初予算額との比較、財源区分、 構成比を示したものであります。総額では、歳入歳出それぞれ同額の 44 億 4813 万 8000 円として おり、前年度対比、プラス 6 億 6806 万 6000 円、17.7%の増となっております。 それでは、主な内容について、ご説明致します。

歳入について、説明します。

まず1款 「町税」 についてですが、町民税については、前年度対比マイナス 231 万 8000 円、2.6% の減であります。主な要因は、農業所得の減少、経営所得安定対策に伴う、課税標準額の減による ものです。 次に固定資産税ですが、前年度対比プラス 14 万円、0.2%の増であります。 主な要因は、 家屋の評価替えによるものです。2款「地方譲与税」につきましては、前年度対比プラス 720 万 7000 円、9.6%の増となっております。主な要因は、「森林環境譲与税」が増加したことによるも のです。 3 款「利子割交付金」につきましては、前年度対比マイナス 10 万円、50.0%の減となっ ております。主な要因は、税収見込が減少したことによるものです。4款「配当割交付金」につき ましては、特に説明はございません。5款「株式等譲渡所得割交付金」につきましては、前年度対 比マイナス 20 万円、50.0%の減となっております。主な要因は、税収見込みが減少したことによ るものです。 6 款「地方消費税交付金」につきましては、前年度対比マイナス 100 万円、3.7%の 減となっております。主な要因は、税収見込みが減少したことによるものです。7款「自動車税環 境性能割交付金」につきましては、前年度対比マイナス 810 万 3000 円、69.1%の減となっており ます。主な要因は、税収見込が減少したことによるものです。8款「地方特例交付金」につきまし ては、特に説明はございません。 9 款「地方交付税」につきましては、国の令和 2 年度地方財政計 画では、地方交付税総額は、前年度対比『2.5%の増』とされております。増減要因としましては、 起債の償還分で減るものもありますが、交付税単位費用の増など増えるものもあるため、地方交付 税全体としては、前年度対比プラス 4300 万円、2.0%の増としております。10 款「交通安全対策 特別交付金」では、前年度対比マイナス 19 万 9000 円、99.5%の減となっております。道路交通 法により納付される反則金の一部が交付されるものですが、国の計画に合わせ減としております。 11款「分担金及び負担金」では、前年度対比プラス3812万5000円の増となっております。主な 要因は、「道営土地改良事業分担金」の増によるものです。12款「使用料及び手数料」では、前年 度対比マイナス 1033 万 8000 円、4.9%の減となっております。主な要因は、患者数の減少により 「幌加内診療所」および「歯科診療所」の診療報酬使用料で 750 万円の減、その他、「住宅使用料」 で 313 万円の減によるものです。13 款「国庫支出金」では、前年度対比プラス 2 億 3110 万 8000 円、201.1%の増となっております。主な要因は、「社会資本総合交付金」の「除雪機械購入事業」 で 4655 万 8000 円の皆減となりましたが、「橋梁長寿命化事業」、「道路改良事業」及び「公住除却 事業」で1億 5353 万 2000 円の皆増、「循環型社会形成推進交付金」の「最終処分場整備事業」で 1億 1485 万 1000 円の増によるものです。14 款「道支出金」では、前年度対比マイナス 1601 万 6000 円、7.3%の減となっております。主な要因は、「農業経営高度化促進事業補助金」で 617 万 5000 円の皆増となりましたが、「環境保全型農業直接支払対策事業補助金」で 2116 万 2000 円の 減によるものです。15 款「財産収入」では、前年度対比プラス 119 万 8000 円、9.1%の増となっ ております。主な要因は、町有林間伐時の「生産物売払収入」で 946 千円の増によるものです。16 款「寄附金」では、前年度対比プラス 1000 万円、66.7%の増となっております。主な要因は、「ふ るさと納税収入」の増によるものです。17款「繰入金」では、前年度対比プラス1億2520万6000 円、41.2%の増となっております。主な要因は、「総合振興基金」、「公共施設等整備基金」からの

繰入金1億 3500 万円の増によるものです。令和2年度当初予算につきましても、財源不足による 基金繰入が必要となっておりますが、特定目的基金としては、総合振興基金で 4200 万円、これは、 民間賃貸住宅建設補助へ充当。公共施設等整備基金で1億 500 万円、これは、処分場整備事業で 4700 万円、除雪センター屋根塗装工事で 1000 万円、朱鞠内小学校水道工事で 1100 万円、あえる 暖房装置等改修で 1800 万円、その他施設整備で 1900 万円をそれぞれ充当。減債基金で 2576 万 2000 円、これは、診療所・テルケア建設の町債償還分として充当。その他の財源補填として、財 政調整基金を2億3000万円、合計で約4億円を財源不足として、基金の繰入を行うものです。18 款「繰越金」については、特に説明はございません。19 款「諸収入」では、前年度対比マイナス 396 万 7000 円、6.1%の減となっております。主な要因は、「寄宿舎賄収入」で 302 万 5000 円の 減によるものです。20 款「町債」では、前年度対比プラス2億 5480 万円、68.6%の増となってお ります。主な要因は、「一般廃棄物処分場整備事業債」で2億3730万円の増によるものです。その 他、「農林水産業債」では、「色彩選別機整備事業」で 7230 万円の皆増、「土木債」では、「橋梁補 修事業債」で 1620 万円、「下幌加内線改良事業債」で 4360 万円の皆増、「除雪機械購入事業」で 2320 万円の皆減、「消防債」では、「士別地方消防事務組合負担金債」で 3290 万円の皆増、「教育 債」では、「町民プール建設事業債」で1億 6420 万円の減、「ほろたちスキー場改修整備事業債」 で 1150 万円の皆増、「臨時財政対策債」で 1000 万円の減と変動しております。また、『過疎地域 自立促進特別対策事業、通称=過疎債ソフト事業』については、「集落整備事業」のほか、6事業、 「公共交通基金事業」「生活環境安全対策事業」「子育て支援対策事業」「プレミアム付商品券発行 事業」「朱鞠内湖畔周辺観光整備事業」「橋梁長寿命化修繕計画策定事業」で総額 5420 万円を当初 予算に計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて「歳出予算内訳」の主なものについて、ご説明致します。次の 201 ページNo. 1 をお開き願います。なお、「歳出予算内訳」は、No. 1 から 203 ページのNo. 3 までとなっております。この表は、1 款「議会費」から 15 款「予備費」まで、款別の前年度当初予算額との比較、構成比、及び、性質別の前年度対比、構成比を分析したものです。

1款「議会費」についてですが、前年度対比プラス 139 万 5000 円、3.7%の増となっております。主な要因は、「行政調査旅費」で 139 万 2000 円の増によるものです。 2款「総務費」では、前年度対比プラス 1272 万 3000 円、3.5%の増となっております。主な要因は、「JR 跡地地籍測量業務委託」で 3000 万円の皆減となりましたが、「民間賃貸住宅建設事業補助金」で 4200 万円の皆増によるものです。 3款「民生費」では、前年度対比プラス 1346 万円、3.6%の増となっております。主な要因は、「朱鞠内老人福祉寮機械設備改修工事」で 517 万円の皆増、「外国人介護福祉人材育成支援負担金」で 250 万円、「保育人材確保支援事業補助金」で 263 万 5000 円、「保育所運営費」で 432 万 9000 円の増によるものです。 4 款「衛生費」では、前年度対比プラス 4 億 1712 万 6000円、167.8%の増となっております。主な要因は、「一般廃棄物処分場整備事業」で 4 億 580 万 9000円の増によるものです。 5 款「労働費」については、特に説明はございません。 6 款「農林水産業費」では、前年度対比プラス 1 億 14 万 8000円、33.1%の増となっております。主な要因は、「環保全型農業直接支払補助金」で 2821 万 9000円の減となりましたが、「色彩選別機増設事業補助金」で 7611 万 1000円、「道営土地改良事業負担金」で 6016 万 8000円の皆増によるものです。 7款「商工費」では、前年度対比プラス 732 万 4000円、4.2%の増となっております。主な要因は、

「百年記念公園備品購入」で206万4000円、「観光協会補助金」で217万4000円、「ほろかない 振興公社補助金」で220万4000円の減となりましたが、「プレミアム付商品券発行補助金」で540 万円の増、「朱鞠内湖畔わかさぎ亭屋根塗装工事」で 882 万 2000 円の皆増によるものです。 8 款 「土木費」では、前年度対比プラス1億 5983 万 8000 円、37.1%の増となっております。主な要因 は 20 款「町債」で申し上げました「除雪機械購入」で 7258 万 9000 円の皆減となりましたが、「除 雪センター屋根塗装工事」で 1019 万 7000 円、「橋梁補修設計委託料」で 1217 万 4000 円、「橋梁 補修工事」で 4065 万 6000 円、「下幌加内道路改良事業」で 1 億 4200 万円、「公営住宅解体工事」 で 3263 万 7000 円の皆増によるものです。その他、町道等改修工事では、自治区の土木要望を踏 まえ「西七条線町道側溝改修工事」で 772 万 2000 円を計上し、道路改修工事総額で1億 4492 万 2000 円を予算計上させていただいております。 9 款「消防費」では、前年度対比プラス 6413 万 9000円、41.5%の増となっております。主な要因は、消防組合移管に伴う「士別地方消防事務組 合負担金」 の内、「消防デジタル無線改修工事」 で2億 5063 万円、「消防職・団員被服更新」 で 1418 万 2000 円、「政和積載車更新」で 909 万 4000 円の増、「洪水ハザードマップ作成業務委託料」で 279 万 4000 円、「行政情報ネットワーク衛星回線更新負担金」で 364 万 7000 円の皆増によるもの です。10 款「教育費」では、前年度対比マイナス 7459 万 6000 円、14.3%の減となっております。 主な要因は、「朱鞠内小学校給水設備工事」で 1142 万 9000 円、「教育 ICT 機器購入(備荒資金返 済金)」で 1045 万 3000 円、「スクールバス購入」で 1146 万 8000 円、「学習センター中央監視装 置更新・自動制御版機器交換」で 1870 万円、「ほろたちスキー場リフト修繕」で 1221 万円の皆増 となりましたが、「町民プール建設事業」で1億7675万9000円の減によるものです。11款「災 害復旧費」については、特に説明はございません。12款「公債費」では、前年度対比マイナス1696 万 7000 円、3.2%の減となっております。主な要因は、平成6年度に借入を行いました「ノースタ ウン A 棟建設事業」に係る償還が終了したことによるものです。13 款「諸支出金」については、 特に説明はございません。14款「職員費」では、前年度対比マイナス 1603 万 9000 円、2.6%の減 となっております。主な要因は、職員の「退職・採用」の異動によるものです。最後に 15 款「予 備費」については、特に説明はございません。

続いて、性質別の内容について、ご説明致します。まず「人件費」についてですが、この人件費では、議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員、会計年度の給与等がここに分類されます。前年度対比プラス1億438万6000円、15.3%の増であります。主な要因は、「会計年度職員報酬」、「会計年度職員期末手当」の増によるものです。次に「物件費」ですが、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比マイナス1億2857万6000円、15.9%の減であります。主な要因は、会計年度職員制度により臨時の「賃金」科目が廃止され、人件費「報酬」へ変更となったことによるものです。次に「維持補修費」ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修及び除排雪に関する経費が、ここに分類されます。前年度対比マイナス693万5000円、2.7%の減であります。主な要因は、「町道除雪業務委託料」で687万9000円の減によるものです。次に「扶助費」ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費が、ここに分類されます。前年度対比プラス119万1000円、0.9%の増であります。主な要因は、「保育所運営費」の増によるものです。

次の 202 ページNo. 2 を、お開き願います。まず「負担金」についてですが、各種団体や一部事務

組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比プラス 6046 万 5000 円、31.3%の増で あります。主な要因は、消防組合移管に伴う「士別地方消防事務組合負担金」で 5959 万 1000 円 の増によるものです。次に「補助費等」ですが、各種団体、事業への「補助金」並びに「交付金」 がここに分類されます。但し、建設事業費に係るものは除かれます。前年度対比マイナス 3084 万 1000円、5.5%の減であります。主な要因は、歳出6款「農林水産業費」の「環境保全型直接支払 補助金」で 2821 万 9000 円の減によるものです。次に「建設事業費」ですが災害復旧事業費を除 く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修費などが、ここに分類されます。前年度対 比プラス7億1930万8000円、181.5%の増であります。主な要因は、歳出2款「総務費」で申し 上げました「民間賃貸住宅建設補助金」、4款「衛生費」で申し上げました「一般廃棄物処分場整 備事業」、6款「農林水産費」で申し上げました「色彩選別機増設事業」、「道営土地改良事業」、歳 出、8款「土木費」で申し上げました「橋梁補修工事」、「下幌加内線道路改良事業」、「公営住宅解 体工事」 の皆増によるものです。 次に「災害復旧費」 ですが、前年度対比マイナス 199 万 1000 円、 99.8%の減であります。主な要因は、「老人福祉寮給水管新設工事」で 156 万 6000 円の皆減によ るものです。次に「公債費」ですが、前年度対比マイナス 1696 万 7000 円、3.2%の減であります。 主な要因は、歳出 12 款「公債費」で申し上げました、「ノースタウン A 棟建設事業」の償還が終 了したことによるものです。次に「積立金」ですが、前年度対比マイナス 2076 万 4000 円、56.2% の減であります。主な要因は、「そば産地活性化振興基金」の皆減によるものです。

次の 203 ページNo.3 を、お開き願います。次に「投資・出資・貸付金」については、特に説明はございません。次に「繰出金」ですが、前年度対比マイナス 1121 万円、6.4%の減であります。主な要因は、「簡易水道事業特別会計繰出金」で 1200 万 9000 円の減によるものです。最後に「予備費」については、特に説明はございません。

次に「第2表 債務負担行為」について、ご説明いたします。5ページをお開きください。高校ネットワーク機器購入事業についてですが、幌加内高等学校の生徒及び教員用のパソコン等を耐用年数となるため更新するものです。本町としては、昨年に引き続き2年目ですが、北海道市町村備荒資金組合の低利率な資金(資機材譲渡事業)を活用し、整備するものでありますが、後年4年にわたり分割返済することとなるため、債務負担行為を設定するものです。農業関係、中小企業関係につきましては、例年どおりとなっております。次に第3表地方債につきましては、過疎ハードとして1億9330万円、過疎ソフトとして5140万円、一般廃棄物処分場整備事業債として2億7860万円、辺地対策事業として5270万円、臨時財政対策債として5000万円、合計6億2600万円を計上するものです。なお、詳細については後ほどお見通し願います。

以上で、令和2年度幌加内町一般会計予算の概要説明を終わります。

本年度につきましては、冒頭、申し上げましたとおり、細川町長二期2年目の予算編成となりました。先人が築かれてきました健全財政を堅持することはもちろんのこと、今の時代に適合した取り組みを進め、将来にも持続可能で効率の良い予算執行に努めて参りたいと存じます。町議会並びに、町民の皆様の多大なるご理解と、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げ、予算の概要説明と致します。なお、特別会計につきましては、各担当課長よりご説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

- ○議長(小川雅昭君) 次に議案第 26 号、令和 2 年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに 議案第 27 号、令和 2 年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いします。
- ○住民課長(山本久稔君) 住民課長。
- ○議長(小川雅昭君) 住民課長。
- ○住民課長(山本久稔君) (議案第26号朗読、議案第27号朗読、記載省略) 幌加内町国民健康保険特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度予算は2億466万2000円としており、前年度対比プラス595万1000円、3.0%の増となっております。主な要因は、平成28年度、29年度分の前期高齢者交付金の精算が令和2年度から4年間で行うこととされ、令和2年度分が455万5000円の増となったことによるものです。 幌加内町後期高齢者医療特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度予算は、3038万3000円としており、前年度対比マイナス108万2000円、3.4%の減となっております。主な要因は、保険料算定の軽減判定所得等の拡充に伴い、普通徴収分の保険料が156万8000円、18.8%の減となったことによるものです。

- ○議長(小川雅昭君) 次に議案第28号、令和2年度幌加内町介護保健特別会計予算の概要説明をお願いします。
- ○保健福祉課長(竹谷浩昌君) 保健福祉課長。
- ○議長(小川雅昭君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(竹谷浩昌君) (議案第28号朗読、記載省略)

令和2年度予算は1億8638万3000円としており、前年度対比プラス175万7000円、0.9%の増となっております。主な要因は、保険給付費の「居宅サービス給付費」「地域密着型介護サービス費」で介護度の対象者変更により1041万4000円の増となったことによるものです。

- ○議長(小川雅昭君) 次に議案第29号、令和2年度幌加内町簡易水道事業特別会計予算並びに 議案第30号、令和2年度幌加内町下水道事業特別会計予算の概要説明をお願いします。
- ○建設課長(宮田直樹君) 建設課長。
- ○議長(小川雅昭君) 建設課長。
- ○建設課長(宮田直樹君) (議案第29号朗読、記載省略、議案第30号朗読、記載省略) 幌加内町簡易水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度予算は6999万円としており、前年度対比マイナス1331万7000円、16.0%の減となっております。主な要因は、平成元年度に実施した湖南簡易水道施設新設工事により借入しました、事業債の償還終了に伴い「償還元金1145万円」、「償還利子108万7000円」の減によるものです。

歳入の主な要因は、水道使用量 2285 万円、前年対比 132 万 7000 円の減で予算計上しています。 歳出の主な要因は、特別修繕料、湖南浄水場のシャッター取り換え他 4 件の修繕料 609 万 2000 円、 水道メーター器取り換え工事 73 基分 3916 万 6000 円を計上し実施するものです。施設の維持管理 については、各施設の機械設備点検委託 198 万円及び水質検査業務委託料 103 万 7000 円を計上し ています。また償還元金と利息を合わせて 3485 万 7000 円を計上しています。 27 ページの地方債 の現在高の見込みに関する調書を添付していますので、お目通し願います。 引続き、議案第30号、令和2年度幌加内町下水道事業特別会計予算案の概要についてご説明申 し上げます。

令和2年度予算は、7161万6000円としており、前年度対比マイナス418万4000円、5.5%の減となっております。主な要因は、農業集落排水施設の特別修繕料217万9000円の減、また令和2年度より北空知衛生センターの脱会に伴い、脱水汚泥の処理手数料109万5000円の皆減によるものです。

歳入については、浄化槽使用料として 990 万 3000 円、前年比 9 万円の増、下水道使用量 1546 万 1000 円、31 万 4000 円の減額で予算計上しています。

歳出では、財産管理費、修繕料及び特別修繕料で処理場機械設備として汚泥脱水機のオーバーホール 163万9000円、処理場の運転監視業務委託料 719万2000円の必要経費を計上しています。3ページ、第2表、債務負担行為、4ページ、第3表、地方債、27ページ、第3表の2、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付していますので、お目通し願います。

- ○議長(小川雅昭君) 次に議案第 31 号、令和 2 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明 をお願いします。
- ○教育次長(内山渉君) 教育次長。
- ○議長(小川雅昭君) 教育次長。
- ○教育次長(内山渉君)(議案第31号朗読、記載省略) 幌加内町奨学資金特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和2年度予算は403万3000円としており、前年度対比マイナス36万円、8.2%の減となっております。要因としては、貸付事業について継続者の減によるものです。主な内容としては、歳出の貸付事業として継続1件、新規7件分を予算計上とし貸付総額402万円としています。歳入の返還事業は9件分を予算計上し、返還総額198万円としています。3ページ、第2表、債務負担行為に関する調書を添付していますので、後ほどお目通し願います。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。 暫時休憩をいたします。

> 休憩 午前11時59分 再開 午後12時00分

○議長(小川雅昭君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

只今、議案第25号令和2年度幌加内町一般会計予算から議案第31号令和2年度幌加内町奨学資金特別会計予算までの7件に関し、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加しただちに議題にしたいと思います。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって動議案をただちに日程に追加し、議題と することに決定をいたします。

◎追加日程第1 動議案第1号

○議長(小川雅昭君) 追加日程第1、動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

- ○1番(中川秀雄君) 議長、1番。
- ○議長(小川雅昭君) 1番、中川議員。
- ○1番(中川秀雄君) (動議案第1号、記載省略)
- ○議長(小川雅昭君) これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。これから本件に対する質疑、討論を省略し本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は動議案のとおり決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長について は、委員会条例第8条の規定にかかわらず、議長から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって委員長、副委員長については議長から指名することに決定しました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には7番、中村議員、副委員長には2番、市村議員、 8番、小関議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名したとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

◎延会の議決

○議長(小川雅昭君) お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をしました。

◎延会の宣告

○議長(小川雅昭君) これで本日の会議を閉じます。

閉会 午後12時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月9日

議 長

署名議員

署名議員